

(仮称)大阪狭山市魅力ある都市空間ビジョン(概要版)  
~都市計画マスタープラン~

大阪狭山市

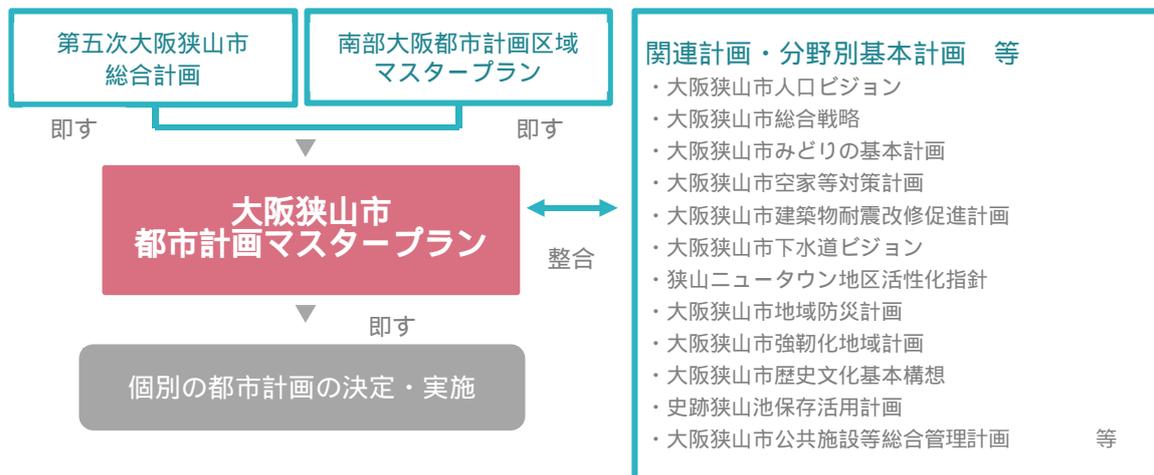
令和4年(2022年)3月(予定)

## 1. 計画策定の目的

- ・平成 11 年（1999 年）10 月に大阪狭山市都市計画マスタープランを策定し、近年では、平成 29 年（2017 年）3 月に計画の中間見直しを行っています。
- ・その後 5 年が経過し、その間、南部大阪都市計画区域マスタープランが改定されるとともに、本市の最上位計画である第五次大阪狭山市総合計画が策定されています。
- ・また、人口減少と少子化、高齢化に伴う人口年齢構成の変化、情報化社会の進展や社会経済情勢の変化、令和 2 年（2020 年）から流行している新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大防止を踏まえた“新しい生活様式”など、まちづくりを取り巻く状況は変化しつつあります。
- ・このような状況の変化に対応するとともに、第五次大阪狭山市総合計画に示される市の将来像を実現するために必要な、まちづくりの方針を立案することを目的に本計画の改定を行います。

## 2. 計画の位置づけ

- ・都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画であり、「第五次大阪狭山市総合計画」や、大阪府が策定する「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即した計画として位置づけられ、市が決定する個別具体的な都市計画は、本計画に即し定めることとなります。



## 3. 計画期間

- ・本計画は、令和 4 年度（2022 年度）から、概ね 10 年間を計画期間とします。

## 4. 計画の役割

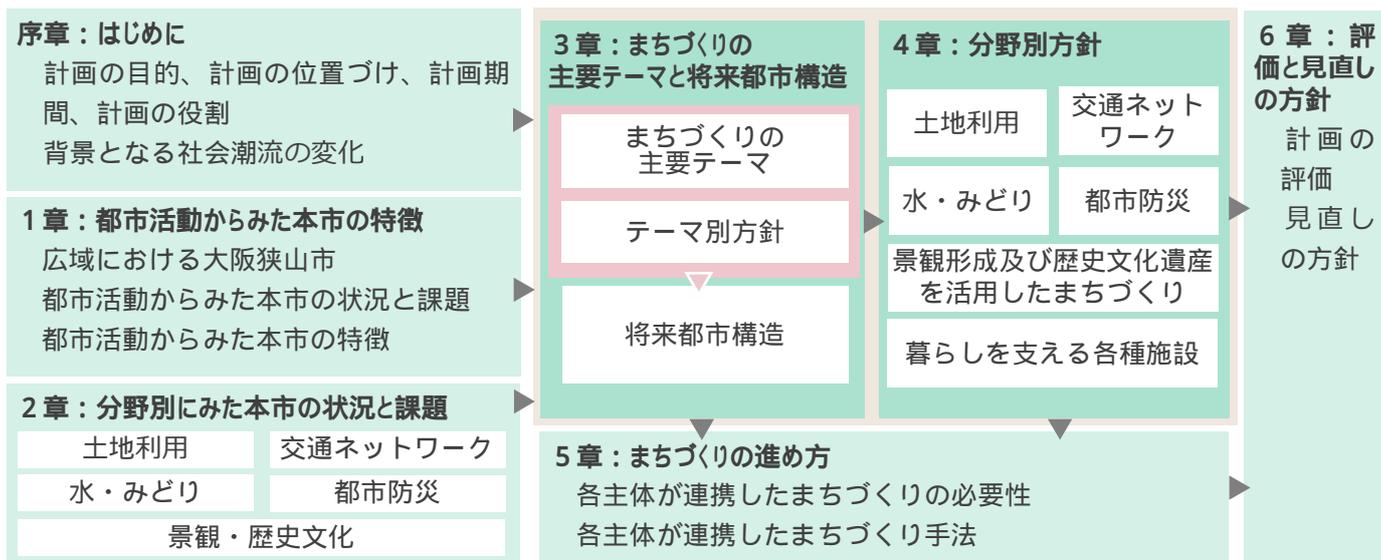
### 役割 1 都市課題を解決することができる“空間形成“に向けた総合的な計画

- ・施設整備やインフラ整備などのハードに関する取組みと、都市計画制度の運用、空間の管理・活用や仕組みづくりといったソフトに関する取組みの双方を総合的・戦略的に展開することで、これら都市課題に対応することができる“空間形成“の方針としての役割を担います。
- ・総合的・戦略的な取組みの展開に向けては、各行政分野間の連携が重要となることから、分野別に方針を整理することで、“空間形成“に関わる行政施策を実施していく際の根拠としての役割を担います。

### 役割 2 多様な主体でビジョンを共有し、実現していくための計画

- ・これからのまちづくりにおける明確な将来ビジョンを示し、まちづくりに関わる各主体がその方向性を共有するためのプラットフォームとしての役割を担います。
- ・まちづくりに関わる各主体の役割を示すとともに、各主体の活動を都市や地域の課題解決等に活かすための考え方や方法を示すための、ガイドラインとしての役割を担います。

## 5. 計画の構成



## 6. 本市の特徴

### 都市活動からみた本市の特徴

#### 多様化する居住ニーズに応える高質な住まいの供給

大阪南部の広域都市圏における高質な住まいを供給している特徴があり、多様化する居住ニーズに応えられる居住環境を形成することが求められている。



#### 近隣都市と利便性を補完し合う「日常生活圏」の形成

選択肢が多く利便性の高い日常の暮らしを維持するため、近隣市の都市機能を有する拠点へのアクセスが容易な「日常生活圏」を形成することが求められる。



#### さまざまな地域資源とつながる余暇活動の場の提供

本市の魅力により一層強化するとともに、大阪府や近隣市と連携により、他都市の地域資源や歴史文化遺産とのつながりの強化が求められる。



### 分野別にみた本市の状況と課題

#### 土地利用

みどり豊かでゆとりある閑静な居住環境と、計画的に形成された市街地、旧集落周辺に市街化が進んだ一般市街地、市街化調整区域内の集落など多様な地域性がある  
仕事や非日常の買物、余暇活動などは市外への流出が多く、**地域活力の維持・向上**が必要  
農家数及び経営耕作面積が減少傾向にあり、**農家数・農地の維持・向上と休耕地化への対応**が必要  
人口減少・少子高齢化に伴う空家数の増加が懸念されており、**空家・空地の発生抑制と流通促進**が必要  
自治会参加率の低下などによる、地域の担い手不足が進んでおり、**地域コミュニティの活性化**や高齢化の進展が著しい**狭山ニュータウン地区のモデル的取組み**が必要

#### 交通ネットワーク

都心までアクセス性が高いなど**コンパクトな公共交通環境**を活かすとともに、交通弱者の増加を踏まえ、**市民ニーズに沿った利便性の向上**が必要  
渋滞の解消や狭い区間の解消、交通安全対策など**道路環境の更なる改善**が必要

#### 水・みどり

河川やため池、農地、市街地に点在する公園や緑地など、**豊かで見やすい「水・みどり」**がある  
公園でのイベントや市民活動、河川の清掃や自然環境の維持・保全など水・みどりを舞台に多様な市民活動が展開されており、**市民活動の場としてのみどり**にしていく必要がある

#### 都市防災

風水害による浸水、地震による建築物の倒壊など、**大規模な自然災害への備え**が必要  
高度経済成長期に整備された公共施設や道路、公園、下水道施設等の**基盤施設の老朽化への対応**が必要

#### 景観形成、歴史・文化

地域固有の景観を地域への親しみや愛着につなげるため**暮らしと調和した景観の維持・保全**が必要  
駅周辺や幹線道路沿道、狭山池周辺など、市の顔となる空間において**都市や地域を特徴づける景観づくり**が必要  
公園、緑道等をはじめとする空間において、**人びとの活動による景観づくり**が必要  
時代やテーマによって織りなされる**重層的な歴史文化遺産**がある

## 7. 本市を取り巻くまちづくりの状況と課題の整理

- ・本市のまちづくりの状況と課題を、現状の評価できる事項である“今ある強み”、現状の解決すべき事項である、“今ある弱み”、チャンスとして“捉えるべき機会”、備えておくべき“今後の脅威”の4つに分けて整理を行います。
- ・まちづくりの背景となる社会潮流の変化は、“捉えるべき機会”“今後の脅威”として、都市活動からみた本市の特徴や分野別にみた本市の状況と課題は、“今ある強み”“今ある弱み”“今後の脅威”として整理をしています。

「都市活動」及び「分野別」から抽出した本市のまちづくりの状況と課題

### 今ある強み

近隣市からの転入（以下の強み等による）  
ゆとりある閑静な居住環境と多様な地域性  
コンパクトな公共交通環境と市民ニーズに沿った利便性の向上  
豊かできれいな「水・みどり」  
市民活動の場としてのみどり  
暮らしと調和した景観の維持・保全  
重層的な歴史文化遺産

### 今ある弱み

地域活力の維持・向上（通勤通学や余暇活動、買回り品購入の市外流出、産業機能等の維持・向上）  
道路環境の更なる改善  
都市や地域を特徴づける景観づくり  
人びとの活動による景観づくり

### 捉えるべき機会

持続可能な社会の実現に向けた取り組み  
変化する生活様式や価値観  
情報化社会の進展  
コンパクトなまちづくり  
ウォークラブルなまちづくり  
新たなまちづくりの視点

### 備えるべき脅威

人口減少・少子高齢化社会の進展を前提としたまちづくり  
農家・農地の減少と休耕地化への対応  
空家・空地の発生抑制と流通促進  
地域コミュニティの活性化と狭山ニュータウン地区活性での取り組み  
都市のレジリエンスの重要性の高まり  
大規模な自然災害への備え  
基盤施設の老朽化への対応

踏まえておくべき「背景となる社会潮流の変化」



## 8. まちづくりの主要テーマとテーマ別方針

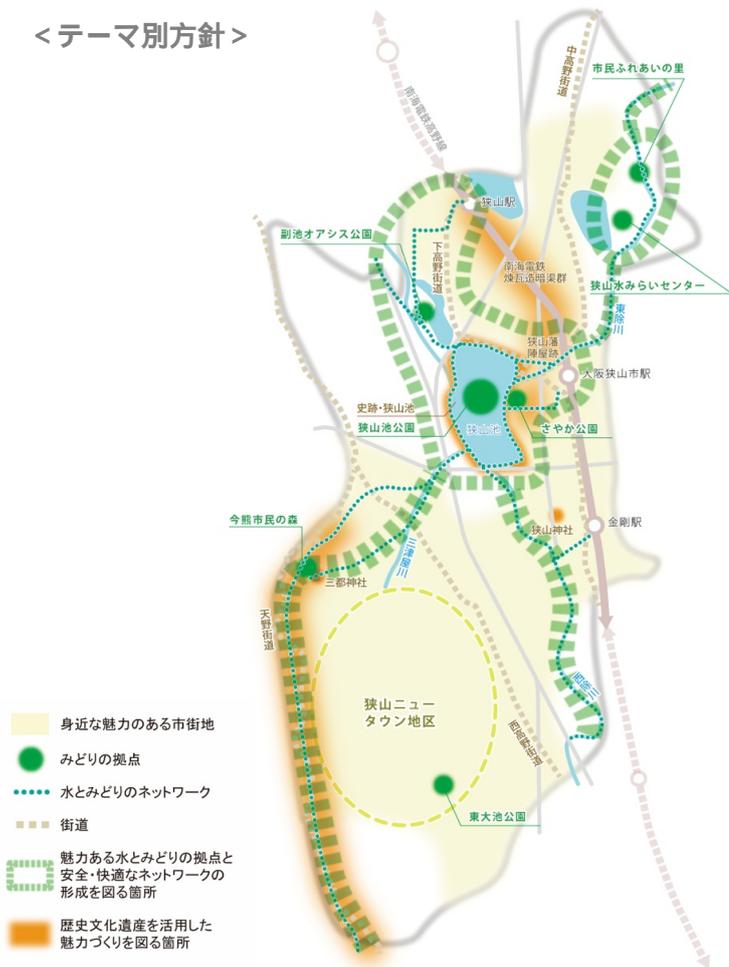
・「本市のまちづくりを取り巻く状況と課題」に応じて、〈強みを伸ばす〉〈弱みを補う〉〈脅威に備える〉といった視点から、達成すべき目標として、3つの「まちづくりの主要テーマ」を設定し、主要テーマの達成に向けた分野横断的な取組みの方針として、テーマ別方針を設定します。

### 主要テーマ1 〈強みを伸ばす〉

## 身近な魅力が活きる生活空間の向上

健全な都市活動を維持・向上させていくためには、以下の方針により、これらの強みをのばし、磨きをかけ、高質な居住環境の維持・保全、公共交通の維持・拡大と利用促進、魅力的な水とみどりのネットワークの形成、歴史文化遺産を活かしたまちづくりなど、身近な魅力が活きる生活空間の向上をめざします。

### 〈テーマ別方針〉



### 方針1

#### 都市計画制度等の適正な運用による高質な都市環境の維持・向上（市域全体で展開）

- ・豊かな自然環境の維持・保全
- ・ゆとりある高質な居住環境維持・向上
- ・良好な衛生環境・水質環境維持・向上

### 方針2

#### 公共交通の維持・拡大と利用促進（市域全体で展開）

- ・コンパクトで利便性の高い移動環境の確保
- ・モビリティマネジメントによる公共交通の利用促進
- ・日常生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成

### 方針3

#### 魅力ある水とみどりの拠点と安全・快適なネットワークの形成

- ・水とみどりのネットワークの形成
- ・みどりの拠点・身近なみどりの活用、機能向上、維持管理
- ・狭山池周辺エリアにおけるエリアマネジメント体制の構築

### 方針4

#### 歴史文化遺産を活用した魅力づくり

- ・テーマ（「狭山池」「藩と陣屋」「歴史街道」「豊に残る地名」「鉄道の開通とニュータウンの開発」を踏まえた歴史文化遺産の保全・活用
- ・歴史文化遺産周辺の環境整備

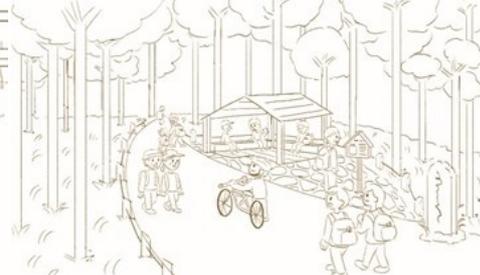
### 〈創出する暮らしのイメージ〉



多様な居住環境を選択できる暮らし



日常の中でも、特別な時間を過ごすことができる機会のある暮らし



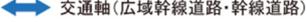
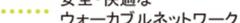
水・みどりをより身近に感じられる暮らし

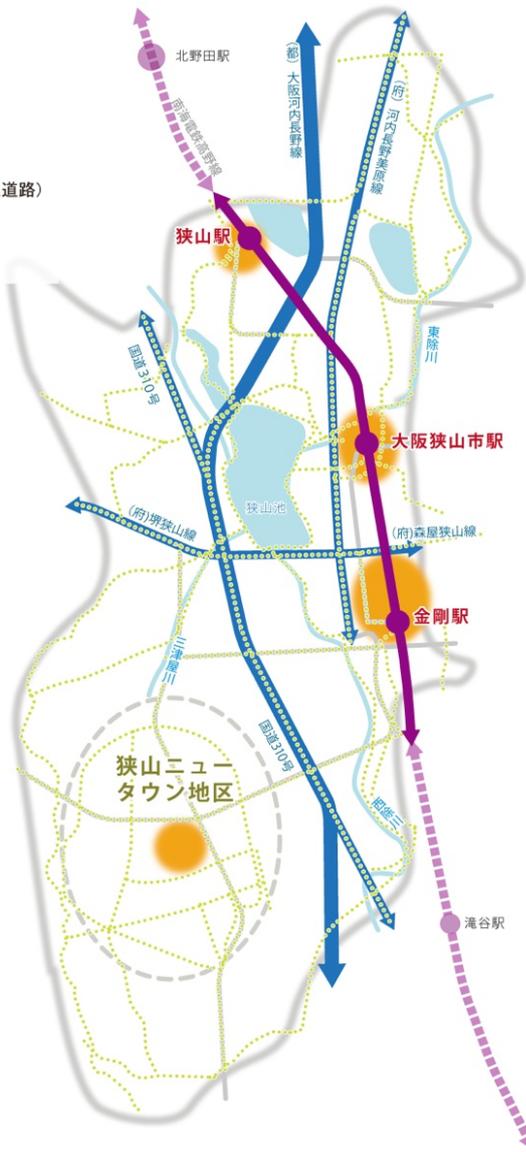
## 主要テーマ2 <弱みを補う>

# 活力がつながるにぎわい空間の形成

健全な都市活動を維持・向上させていくためには、強みを伸ばすとともに、以下の方針により、これらの弱みを補い、地域活力を維持・向上させ、周辺都市との機能連携や分担を図りつつ、交通結節点における拠点形成や土地のポテンシャル、地域特性に応じた産業機能等の導入、道路環境の改善、ウォーカブルネットワークの形成など、活力がつながるにぎわいのある都市空間の形成をめざします。

### <テーマ別方針>

-  都市機能の維持・向上を図る都市拠点
-  交通軸(鉄道)
-  交通軸(広域幹線道路・幹線道路)
-  安全・快適なウォーカブルネットワーク



### 方針1

#### 拠点における都市機能の維持・向上

- ・金剛駅周辺における都市機能の維持と機能の集積・複合化
- ・狭山駅、大阪狭山市駅、狭山ニュータウン地区周辺における都市機能の維持と生活利便性の向上
- ・ウォーカブルなまちなかづくり

### 方針2

#### 土地のポテンシャルを活かした地域活力の維持・向上(市域全体で展開)

- ・交通アクセスの状況、土地ポテンシャル、地域の意向を踏まえた産業機能等の維持向上と新たな機能導入

### 方針3

#### 道路環境の改善

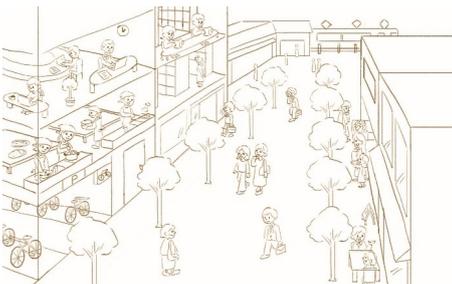
- ・都市計画道路・幹線道路の整備促進
- ・道路環境の改善による地域課題の解消

### 方針4

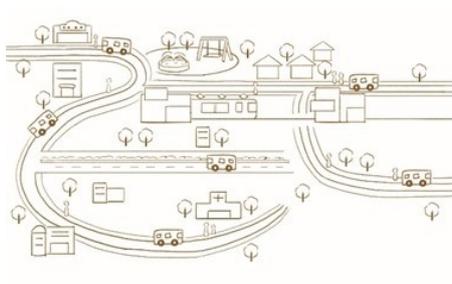
#### 安全で快適なウォーカブルネットワークの形成

- ・安全・快適なウォーカブルネットワークの形成
- ・歩行者空間における安全対策の推進

### <創出する暮らしのイメージ>



さまざまな活動ができ、便利で、充実のある暮らし



目的に応じて多様な移動手段や都市活動の選択ができる暮らし



にぎわいや地域の活力を身近に感じられる暮らし

## 主要テーマ3 <脅威に備える>

# 強靱で持続可能な都市空間の実現

空家や空地の増加農地、農数の減少、地域コミュニティの弱体化など迫りくる脅威に対して、市内でも人口減少・少子高齢化が進展している狭山ニュータウン地区をモデルとして空家・空地の活用や若年層の呼び込み、交流人口の拡大等による地域コミュニティの再生等に取り組みます。

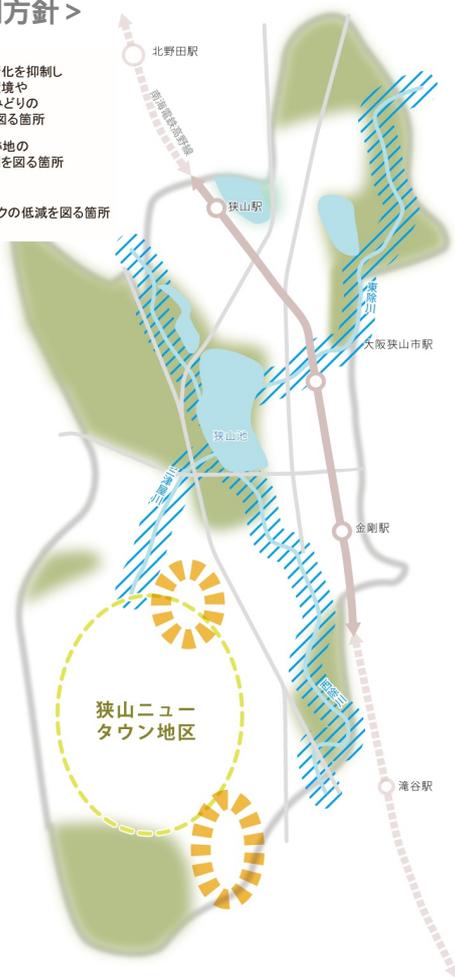
また、大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え、早期復旧・復興を進めることができる強靱な都市空間の形成をめざします。

さらに、老朽化が進む基盤施設や公共施設は計画的な維持修繕により長寿命化を進め、必要に応じて更新・再編を進めます。

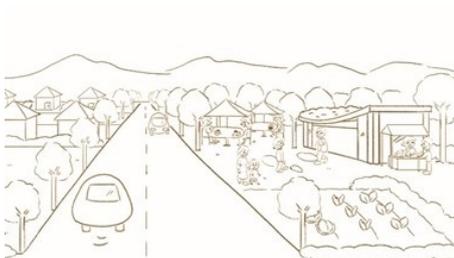
このように来るべき変化にも動じず、安定した都市経営を実現するため、以下の方針により、強靱で持続可能な都市空間の実現をめします。

### <テーマ別方針>

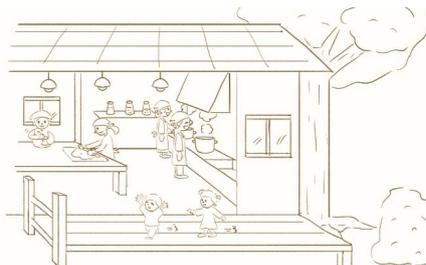
-  無秩序な市街化を抑制し豊かな自然環境やまとまりあるみどりの維持・保全を図る箇所
-  大規模施設跡地の計画的な活用を図る箇所
-  特に災害リスクの低減を図る箇所



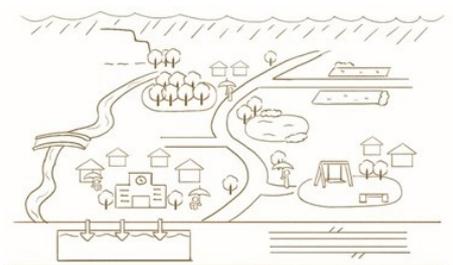
### <創出する暮らしのイメージ>



住み慣れた地域で、充実した暮らしが継続できる



若い世代がコミュニティの担い手として活躍することができる暮らし



安全かつ安心な暮らし

### 方針 1



#### 人口減少・少子高齢化社会の進展に対応した良好な居住環境の維持・向上（市域全体で展開）

- ・空家・空地の発生抑制と適切な維持管理、活用と流通促進
- ・地域コミュニティの維持向上
- ・狭山ニュータウン地区における活性化モデル事業としての取り組み推進

### 方針 2



#### 農環境の維持・保全と地域特性に応じた環境配慮型の空間形成（市域全体で展開）

- ・良好な営農環境の維持保全
- ・維持困難な地域における、地域を支える土地利用の展開
- ・地域の特性及び意向、交通アクセスの状況等を踏まえた環境配慮型の都市空間の形成

### 方針 3



#### 大規模施設跡地の計画的な活用

- ・大規模な施設移転に伴う計画的な土地利用の検討

### 方針 4



#### 災害に強い市街地の形成（市域全体で展開）

- ・建物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、道路環境の改善、下水道管の耐震補強など推進
- ・流域治水を踏まえ、大阪府と連携した浸水対策の推進。
- ・グリーンインフラの維持・保全・活用
- ・被災時の早期復旧・復興が可能な体制構築

### 方針 5



#### 都市活動を支える基盤施設の長寿命化と再編

（市域全体で展開）

- ・基盤施設及び公共施設の長寿命化と更新、再編
- ・施設の運営及び有効活用等の推進

## 9. 将来都市構造

・「まちづくり主要テーマ」の達成により実現をめざす本市全体のあり方として、「将来都市構造」を設定します。

### 都市空間の基本となるゾーンの形成

- ・都市空間の基本となる面的な都市構造について、既存の土地利用の状況等を踏まえ「ゾーン」を設定。

### 役割に応じた拠点の形成

- ・目的に応じて市内や地域全体から人びとが集まり、都市活動を展開する空間について、既存の都市機能集積等を踏まえ「拠点」を設定。

### 市民の移動と地域間の連携を支える都市軸の形成

- ・鉄道、自動車・バス、徒歩といった市民の移動を支える都市の軸となる空間について、既存の交通ネットワーク等の状況を踏まえ「都市軸」を設定。
- ・北野田駅や泉ヶ丘駅といった近隣都市の各拠点も含めたネットワークの形成をめざす。

#### (1) 都市空間の基本となるゾーンの形成

##### 市街地ゾーン

- ・現状の市街化区域の範囲を市街地ゾーンとして位置づけ。
- ・暮らしや都市活動を支える空間の形成をめざす。

##### 人とみどりの共生ゾーン

- ・現状の市街化調整区域の範囲を、人とみどりの共生ゾーンとして位置づけ。
- ・無秩序な市街化を抑制し、自然環境やまとまりのある農地・公園等の維持・保全をめざす。
- ・土地利用のポテンシャルが高い地域においては、周辺地域の居住環境や営農環境等に配慮し、活力の向上につながる産業機能等の導入を検討。
- ・営農を継続することが困難な地域においては、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域の活力の向上につながる産業機能、集落の人口維持に必要な居住環境等への土地利用の展開を検討。

#### (2) 役割に応じた拠点の形成

##### 中心市街地拠点

- ・交通結節点であり商業機能等が集積している金剛駅周辺を本市の中心市街地拠点として設定。
- ・多様な都市機能が集積するとともに、本市の玄関口にふさわしい都市デザインや景観により、にぎわいがあり、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざす。

##### 近隣中心拠点

- ・狭山駅周辺、大阪狭山市駅周辺、狭山ニュータウン中央交差点付近を近隣中心拠点として設定。
- ・日常生活を支える生活支援機能等の集積等により、生活利便性が高く、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざす。

##### 公共・文化交流拠点

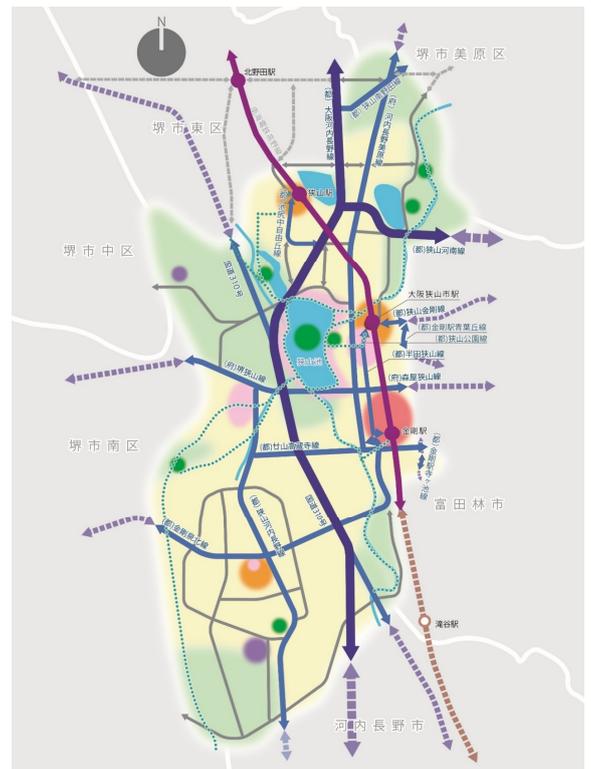
- ・公共公益機能等と周辺地域の良好な居住環境の維持・向上を基本としながらも、今後の各施設の在り方について検討を進める箇所を公共・文化交流拠点として設定。

##### レクリエーション・健康拠点

- ・スポーツ施設や運動広場等が集積する箇所等をレクリエーション・健康拠点として設定。

##### みどりの拠点

- ・本市を代表する都市公園、緑地等の周辺をみどりの拠点として位置づけ。



#### (3) 市民の移動と地域間の連携を支える都市軸の形成

##### 交通軸（鉄道）

- ・南海電鉄高野線を交通軸（鉄道）として設定。阪市都心部や堺市都心部をはじめとする周辺都市との広域公共交通ネットワークの構築による広域生活圏の形成をめざす。

##### 交通軸（骨格道路）

- ・広域的な道路ネットワークや拠点へのアクセスを高めるため、広域幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路を交通軸（骨格道路）として設定。道路の計画的な維持修繕、長寿命化と更新や公共交通の再編により、利便性の向上をめざす。

##### ウォーカブルネットワーク

- ・狭山池を中心にした水とみどりのネットワークや、主要な交通軸（骨格道路）における歩行者空間、中心市街地拠点等を結ぶ、歩行者空間相互のつながりをウォーカブルネットワークとして位置づけ。安全で快適なウォーカブルネットワークの形成をめざす。

# 10. 分野別方針



## 土地利用に関する方針

(基本的な考え方)

### 快適で利便性の高い日常生活圏の構築

- ・各エリアの特性に応じた都市機能の集積と良好な居住環境の維持・向上により、調和のとれた都市空間を形成し、近隣の各拠点とも連携した快適で利便性の高い日常生活圏を構築します。
- ・周辺地域と調和した良好な都市空間の形成をめざし、大阪狭山市開発指導要綱等を適正に運用することで、無秩序な開発の抑制し、計画的な市街地を形成します。

### 人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う地域課題への対応

- ・空家や空地の発生抑制、適切な維持管理を促進するとともに、専門家や地域との連携により、これら既存ストックの柔軟な活用及び流通を促進します。

### 地域資源の保全・活用

- ・様々な機能を有する自然環境を都市におけるグリーンインフラととらえ維持・保全に取り組みます。
- ・重層的な歴史文化遺産を保全・活用するとともに、地域の暮らしと調和した良好な景観を形成することで、地域に親しみ、愛着を感じられる環境を形成するとともに、本市及び地域全体を特徴づける景観の形成をめざします。
- ・地域にある水・みどりや歴史文化遺産等の地域資源を保全・活用することで、まちや暮らしに多様な価値を付加し、市全体の魅力を高めます。

### 市民ニーズに応じた居住環境の形成

- ・多様化する市民ニーズや変化する社会潮流への対応や地域資源の保全・活用に向け、市民協働・公民連携等による、柔軟かつ自由度の高い取組みを導入することで、市民ニーズに応じた居住環境を形成します。

(取り組み方針)

### 市街地ゾーン

#### 低層住宅エリア

- ・ゆとりある閑静な居住環境の維持・向上
- ・生活利便機能を高める柔軟な土地利用の誘導

#### 中低層住宅エリア

- ・地域特性に応じた居住環境及び都市機能の維持・向上

#### 中高層複合エリア

- ・周辺地域に配慮した良好な居住環境の維持・向上
- ・都市機能の向上に資する大規模な土地利用の誘導

#### 中心市街地エリア

- ・多様な都市機能の集積による利便性の高いエリアの形成
- ・居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

#### 近隣中心エリア

- ・日常を支える生活支援機能の維持・向上
- ・居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

#### 公共・文化交流エリア

- ・公共機能、情報発信機能等の維持・向上
- ・利便性が高く集まりやすいエリアの形成

#### 工業エリア

- ・周辺地域に配慮した操業環境の維持・向上

### 人とみどりの共生ゾーン

#### 集落エリア

- ・地域課題に応じた持続可能な集落づくり

#### みどりと居住の共生エリア

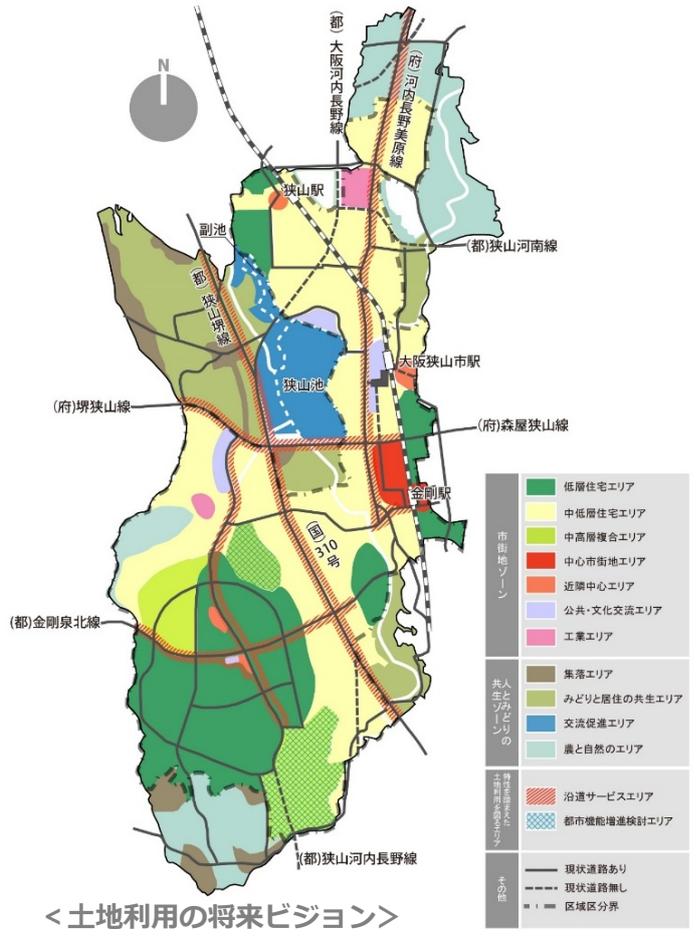
- ・営農環境の維持・向上
- ・地域の状況を踏まえた環境調和型の空間形成

#### 交流促進エリア

- ・水とみどりを活かした魅力的な拠点の形成
- ・包括的なエリアマネジメントの推進

#### 農と自然のエリア

- ・水・みどりの維持・保全及び活用の促進
- ・多様な観点からの営農環境の改善



<土地利用の将来ビジョン>

### 特性を踏まえた土地利用を行うエリア

#### 沿道サービスエリア

- ・生活利便性と地域活力の維持・向上

#### 都市機能増進検討エリア

- ・まちづくりと整合した土地利用の検討

# 交通ネットワークに関する方針

## (基本的な考え方)

### 体系的・計画的な道路整備

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、体系的かつ計画的な道路整備を推進します。整備にあたっては、道路の位置づけや路線ごとの特性や課題によりその必要性や重要度が異なるため、広域的な繋がりや地域の意向等を踏まえ、計画的に整備を進めます。
- ・未着手である都市計画道路については、将来の必要性や実現性を考慮し、計画の存続、変更、廃止等の見直しを進めます。

### 道路環境の改善

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、道路、橋梁の耐震対策等の防災対策、道路構造物の適正な維持管理と更新、歩行者空間の確保、バリアフリー化、交通安全対策、慢性的な渋滞の解消に向けた交差点改良、右折レーンの設置、狭あい道路の拡幅、防犯カメラや防犯灯の設置及び機能改善、植栽等による死角の排除等、道路環境の改善に取り組みます。

### ウォーカブルネットワークの形成

- ・日常的な都市活動を支える移動環境について、歩行者が安心かつ快適に移動することができる、ウォーカブルネットワークの形成に取り組みます。
- ・ネットワークの形成にあたっては、都市活動の拠点となる中心市街地拠点や近隣中心拠点の周辺、市民の移動を支える主要な道路、河川沿いの遊歩道、緑地、緑道、公園、歴史街道等を相互に結ぶことで、市全域をめぐる安全で魅力的な歩行者空間の形成を進めます。

### 公共交通ネットワークの再編

- ・利便性の高い公共交通ネットワークを今後も維持していくため、利用促進に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら、住民の日常生活圏を踏まえた、広域公共交通ネットワークの再編を進めます。

## (取り組み方針)

### 道路ネットワーク

#### 広域幹線道路

- ・道路整備の促進

#### 幹線道路

- ・道路整備の促進と道路環境の改善

#### 補助幹線道路

- ・地域課題に応じた道路環境の改善

#### 生活道路

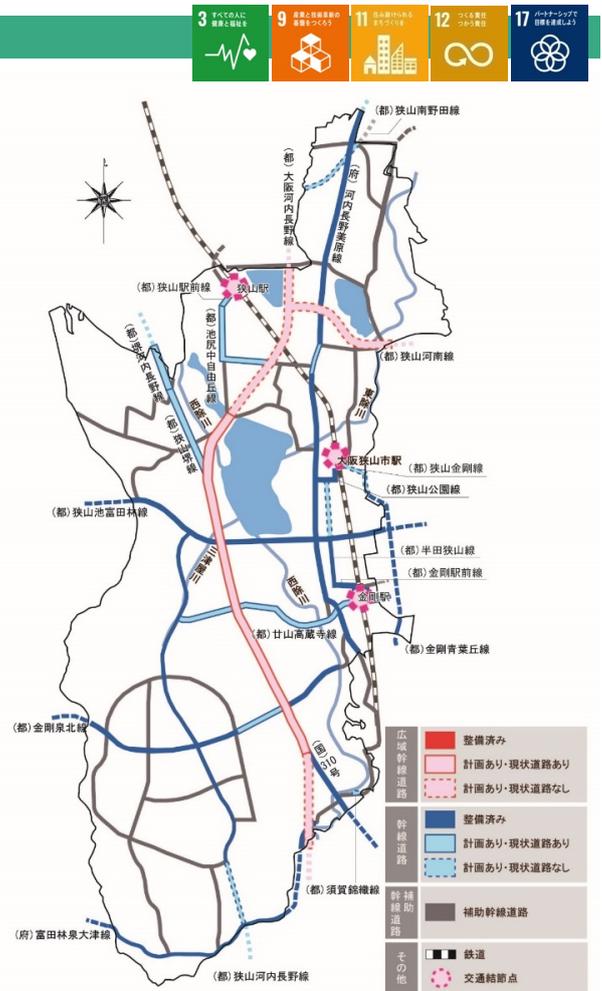
- ・地域課題に応じた道路環境の改善

### 鉄道駅周辺(金剛駅、狭山駅、大阪狭山市駅)

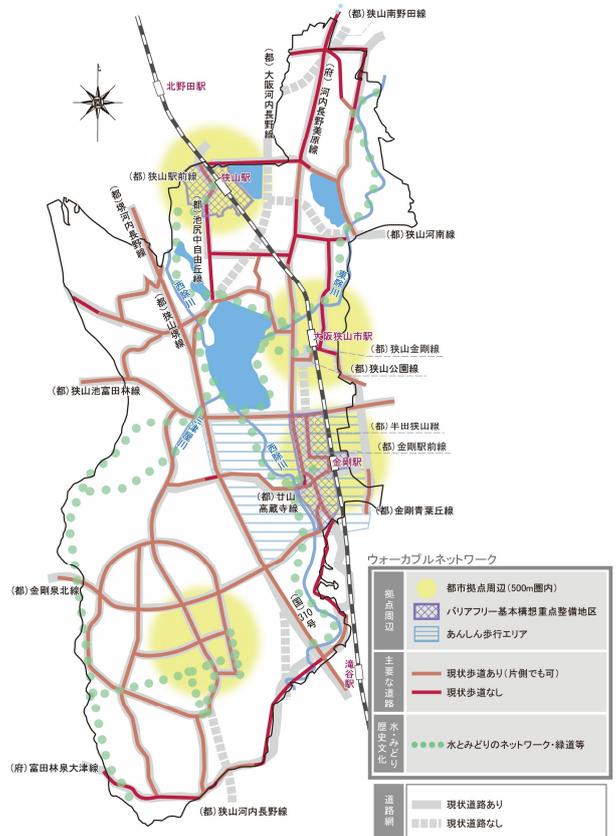
- ・居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成

### ウォーカブルネットワーク

- ・安全・安心・快適な歩行者空間の形成



<道路ネットワークの将来ビジョン>



<ウォーカブルネットワークの将来ビジョン>

## (基本的な考え方)

### 水・みどりに関する都市施設の機能向上と活用の促進

・水・みどりは、都市環境の保全、都市景観の形成、生物多様性の確保、都市防災機能の向上等の存在効果や、スポーツ・レクリエーション、やすらぎ・憩い等の利用効果、地域の活性化等に与える媒介効果など、都市空間にさまざまな効果を与えることから、市民の生活を支えるグリーンインフラと捉え、計画的に維持・保全していくとともに、地域の特性に応じた積極的な活用の促進を進めることで、将来にわたって、これらの効果を維持し、水・みどりに誇りと親しみをもてる環境を形成します。

### 水とみどりのネットワークの形成

・本市のシンボルである狭山池を中心に、河川や緑道、天野街道等の水・みどりを安全で快適な歩行者空間で結び、一体的な空間の活用、拠点における新たな機能導入、市民協働・公民連携による柔軟で自由度の高い取組みを進め、周辺エリアへの連鎖的な波及効果、都市全体の価値及び市民満足度の向上を図ります。

### エリアマネジメント体制の構築

・多様化する市民ニーズや社会潮流の変化に対応するため、市民協働・公民連携等による水・みどりの維持・保全及び機能向上等に取り組むとともに、市民活動の活動支援、主体間連携、空間利用のルールづくり、エリアマネジメント体制の構築等について検討します。

## (取り組み方針)

### 水・みどりに関する都市施設の機能向上と活用の促進

#### 公園・緑地等

- ・拠点的な公園の機能向上と柔軟な活用の促進
- ・暮らしに身近な公園等の機能向上と柔軟な活用の促進

#### 河川・水路

- ・水辺とまちが調和した良好な空間の形成
- ・水辺環境の維持・保全による空間価値の向上
- ・水辺空間の活用によるにぎわい空間の形成

### 各施設・宅地等におけるみどりの確保と活用の促進

- ・公共施設等における緑化の促進
- ・宅地等における緑化の促進

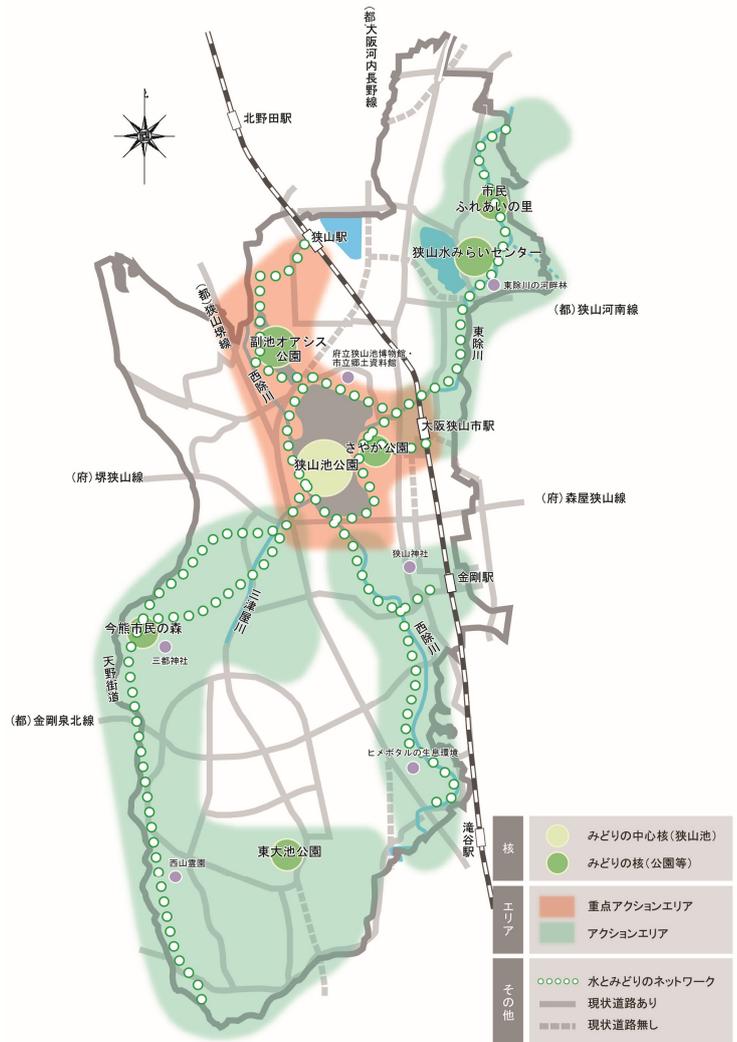
### 自然・農環境の維持・保全と活用の促進

#### 樹林地・ため池等

- ・樹林地の維持・保全による空間の魅力向上
- ・ため池の維持・保全による多様な機能の確保

#### 農地等

- ・農地における多様な機能の維持・保全
- ・農地等の活用の促進
- ・休耕地等の活用



<水とみどりの将来ビジョン>

(基本的な考え方)

災害に強い市街地の形成

- ・大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成するため、建築物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善、排水施設の機能改善等を進めます。
- ・大規模な風水害に備え、「人命を守ることを最優先」に、これまでの治水施設による「防ぐ」施策が進められるよう、流域治水の観点から大阪府等関係機関と連携します。
- ・河川氾濫による災害リスクが高いと想定される区域など、浸水の危険性について、ハザードマップ等を通して市民と共有し「逃げる」施策や、雨が降っても河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業の推進、グリーンインフラの維持・保全による雨水貯留機能等の確保など、「凌ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせた浸水対策に取り組みます。

災害時の早期復旧・復興を想定した体制の構築

- ・公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助の仕組みづくり、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置、ハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討、府との調整による災害廃棄物等の処理に関する検討などを進めることで、被災時に早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

(取り組み方針)

震災及び火災対策

建築物

- ・民間建築物の耐震化の促進
- ・市有建築物の耐震化の促進
- ・建築物の不燃化及び延焼抑制の促進

避難・防災活動のための経路

- ・避難・防災活動に必要な経路の確保

浸水対策

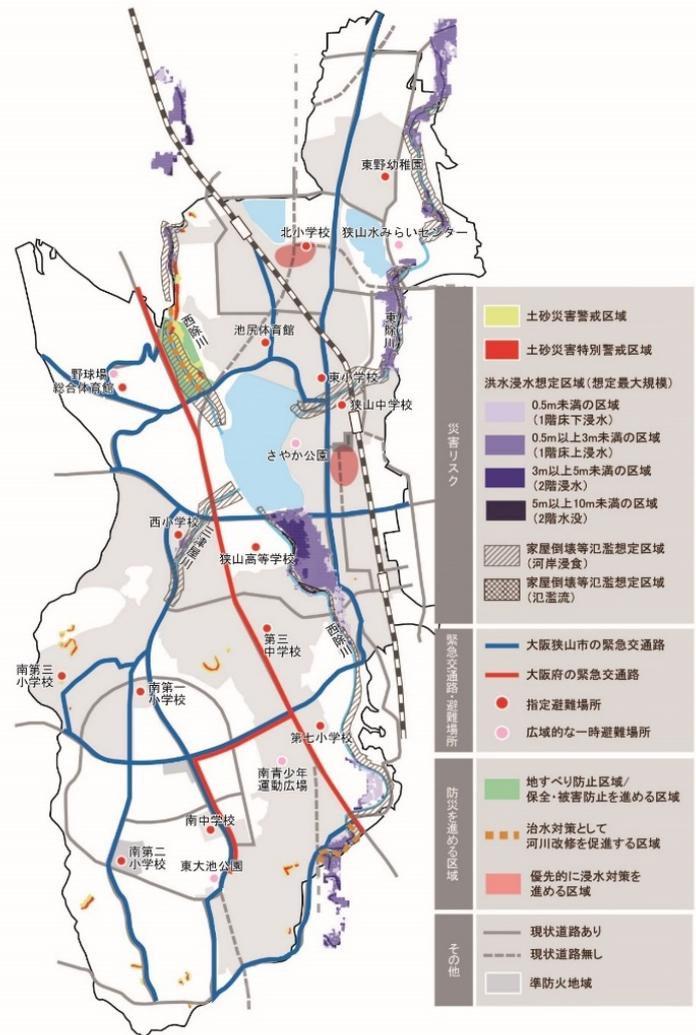
- ・総合的な治水対策の促進
- ・計画的な内水対策の推進

土砂災害対策

- ・早期の事前防災の推進

被災時における都市空間の復旧・復興能力の強化

- ・被災時に都市空間を復旧・復興するための体制構築
- ・避難所等の機能強化
- ・要配慮者利用施設の安全性の向上



< 都市防災の将来ビジョン >

(基本的な考え方)

景観構造を踏まえた体系的な景観形成

・市街地の特性に応じたゾーン景観、景観の骨格を構成する景観軸など景観構造を踏まえた体系的な景観を形成します。

地域のイメージをつくる景観形成と歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

・鉄道駅周辺でにぎわいある景観、良好な住宅地の景観、田畑が広がる自然豊かな景観、歴史文化遺産を活かした景観など各地域の特徴を踏まえた景観を保全・活用することで、各地域への誇り、愛着感じられる環境の形成をめざします。

(取り組み方針)

景観形成の構造

ゾーン景観

- ・中心市街地、公共・文化交流ゾーンにおける景観形成
- ・住宅地における景観形成
- ・狭山池における景観形成
- ・南海高野線と暗渠（隧道）における景観形成
- ・樹林地における景観形成
- ・農地における景観形成

軸景観

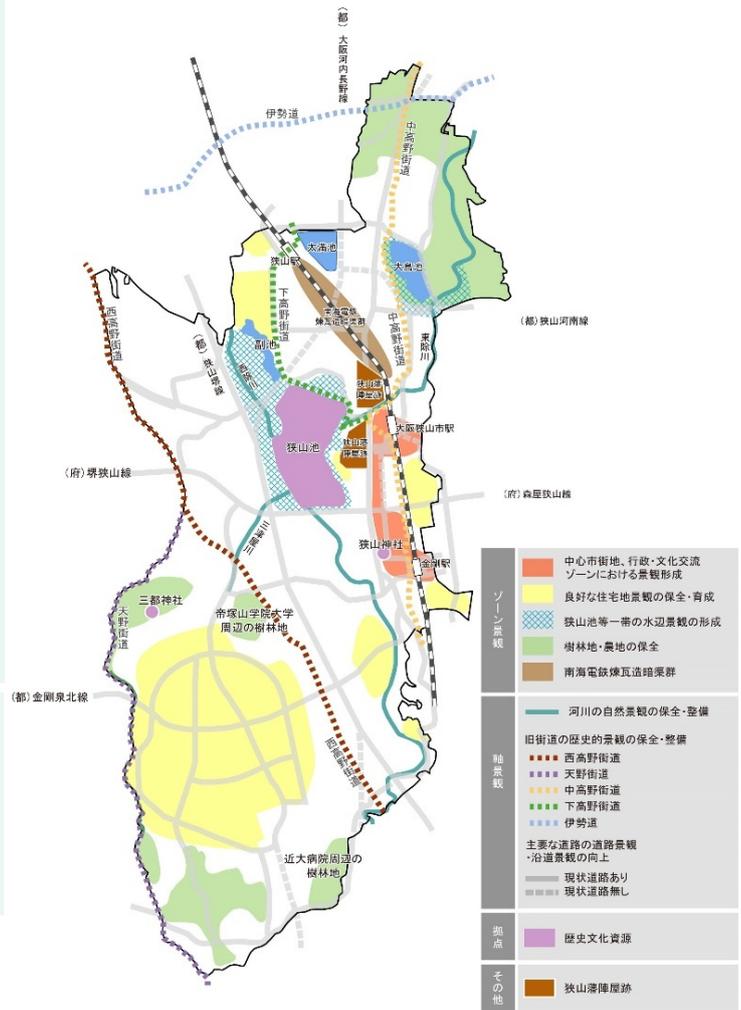
- ・河川における景観形成
- ・旧街道における景観形成
- ・幹線道路等における景観形成

点景観

- ・公園・緑地・ため池における景観形成
- ・施設内緑化における景観形成
- ・歴史的建造物等における景観形成

歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

- ・歴史文化遺産の保存・活用
- ・地域と連携した歴史文化遺産を活用した魅力づくり
- ・歴史文化遺産の発信・市民活動の活性化



<景観形成・歴史文化遺産を活かしたまちづくりの将来ビジョン>

# 暮らしを支える各種施設に関する方針



## (基本的な考え方)

### 計画的な整備と維持修繕、長寿命化と更新、再編

- ・市民の都市活動を支える基盤施設及び公共施設については、持続可能な都市経営の視点も踏まえ、公共機能として必要な整備を計画的に進めます。
- ・また、老朽化の度合いや緊急性等を踏まえたうえで、計画的な維持修繕による長寿命化、更新を進めるとともに、さらなる市民サービスの向上に向け、立地や施設のあり方について検討を行い、必要に応じ再編等の可能性についても整理を行います。

### 運営体制の合理化

- ・現在の市街地の範囲を今後も維持していくため、今ある施設の適正な維持管理、運営、活用が必要となります。一方、人口減少等により、維持管理に必要な財源は限られたものとなる中で、市民ニーズや都市課題の多様化・複雑化に対応するため、民間事業者や関係機関等と適切な連携・分担や公共空間の有効な活用に取り組むなど、合理的な運営体制の構築を進めます。

## (取り組み方針)

### 基盤施設・公共施設の適切なマネジメント

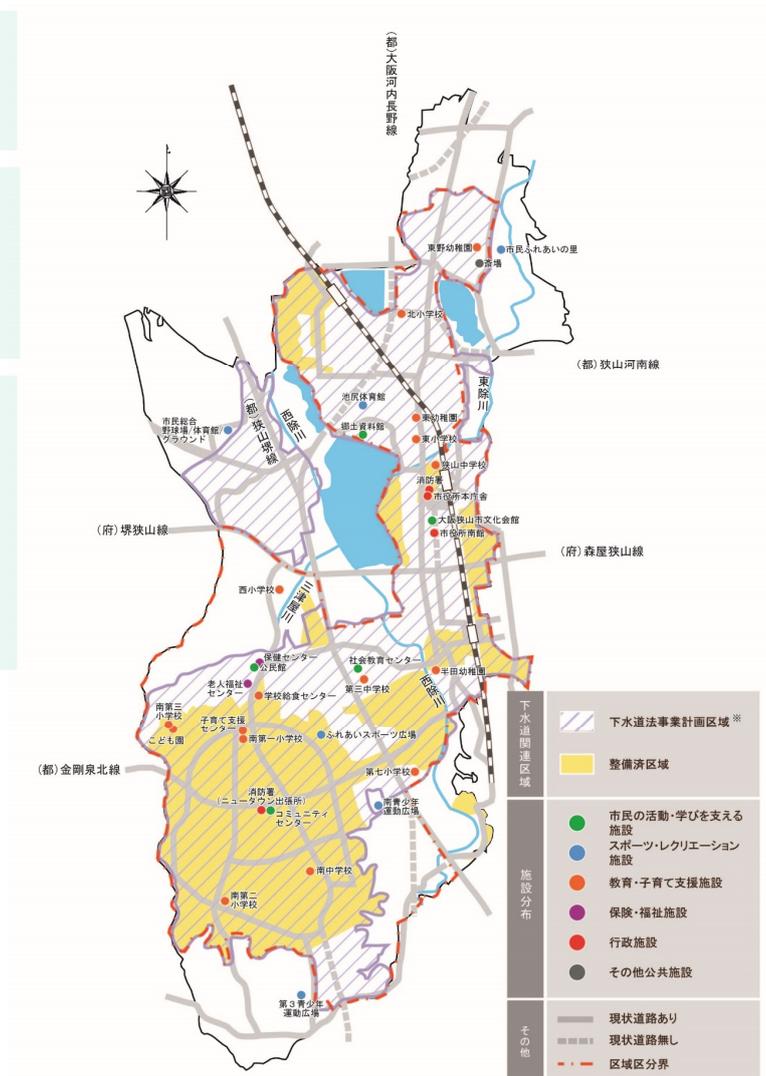
- ・将来的な公共施設の維持運営のあり方に関する方針
- ・市民協働・公民連携等による施設の整備と運営に関する方針

### 暮らしを支える基盤施設の適切な維持管理

- ・道路・公園
- ・下水道・汚水処理場
- ・上水道

### 豊かな市民生活を支える公共施設のあり方

- ・市民の活動・学びを支える施設
- ・スポーツ・レクリエーション施設
- ・教育・子育て支援施設
- ・保健・福祉施設
- ・行政施設
- ・その他公共施設



<暮らしを支える各種施設の将来ビジョン>

## 11. まちづくりの進め方：各主体が連携したまちづくり

- ・近年、人びとのライフスタイルや価値観の多様化が進むと同時に、地域をとりまく都市課題はますます高度化、複雑化しています。
- ・変化の予測が困難なこれからの時代においては、市民や民間事業者など、あらゆる主体が連携し、強みや弱みを共有しながら、まちづくりを進めることで市民ニーズや社会潮流の変化に柔軟に対応することができ、都市課題解決の可能性が高まります。
- ・本計画では、中長期的な計画に基づく行政主体の取り組みだけでなく、各主体が有する技術やノウハウ、知識等を活かした、各主体が連携した柔軟な取り組みの展開を想定しています。

**市民  
市民団体**

- ・身近な地域の課題や自分自身の関心を元に、自らできることを主体的に進めていく
- ・さまざまな地域の活動に参加

**民間事業者**

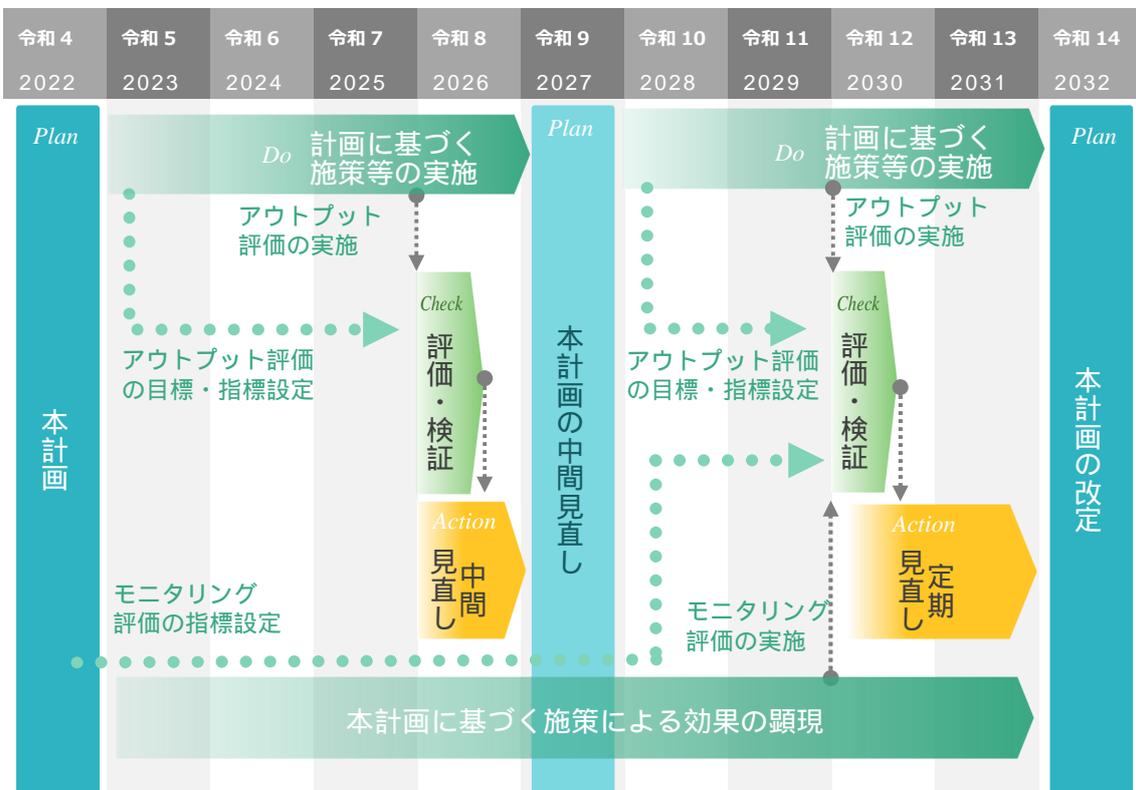
- ・民間事業者のもつ技術やノウハウ等を活かしてまちづくりに関わる
- ・新たなビジネスモデルの構築等を通じて、持続的にまちづくりに関わる

**行政**

- ・各主体との情報及び方向性を共有
- ・各種制度の適正な運用等により市民ニーズ、社会潮流の変化に対応した都市空間を形成

## 12. 計画の見直し

- ・本計画の計画期間である概ね 10 年後の改定をめざし、定期見直しを行います。また、社会情勢の変化など外的環境に対応するため、中間年次である概ね 5 年後の中間見直しを行います。
- ・各見直し作業にあたっては、分野ごとの施策の実績や主要テーマの達成に向けた施策の成果の視点から、計画の評価を行います。



<発行・問い合わせ先>  
 大阪狭山市役所 都市整備部 都市計画グループ  
 〒589 8501 大阪狭山市狭山一丁目 2 3 8 4 番地の 1  
 TEL : 072 366 0011 FAX : 072 367 1254  
 E - Mail : toshikeikaku@city.osakasayama.osaka.jp